学



第49号 (昭和38年12月)

		<b>目</b> 次
関 係	法	令····································
学 内	規	程1
富山	山大学	学学則の一部改正 1
	"	工学部規程の一部改正 1
	"	体育館運営委員会規則の制定 2
諸	^	議 2
百 5		哦
	_	動
	_	
人事職員	異	動
人職主要	異消日	動····································
人職主要	異消日	動····································

# 関 係 法 令

#### 法 律

第 172 号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 38.12.20官報 第 182 号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関

する法律

省 令

文部第 24 号日本学校安全会法施行規則の一部を改正する省令38.12.3官報

38.12.21 /

大蔵第 60 号 支出官事務規程等の一部を改正する省令 38.12.7 *ル* 

労働第 21 号 電離放射線障害防止規則 38.12.28 v

#### 規則

人事院 1 — 4 現行の法律,命令及び規則の廃止の一部 を改正する規則

- 〃 9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則
- √ 9-7 俸給等の支給の一部を改正する規則
- √ 9−8 初任給,昇格,昇給等の基準の一部を改 正する規則
- 〃 9-13 休職者の給与の一部を改正する規則
- 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則
- √ 9 —22 暫定手当の一部を改正する規則
- 〃 9-24 通勤手当の一部を改正する規則
- √ 9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則

- 〃 9-40 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- √ 9 −41 最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え に関する規則

以 上 38.12.20官報

#### 官庁報告

報

人事院事務総局 昭和38年度国家公務員採用東海・北陸 地方初級試験合格者 38.12.16官報

# 学 内 規 程

### 富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を次のように改正する。 昭和38年11月12日

富山大学長 横田嘉右衛門

別表(第1)中、薬学部の項を次のように改める。

		薬化学講座,薬品分析化学講座,生
		薬学講座,薬品物理化学講座,薬品
薬学部	薬学科	合成化学講座,衛生化学講座,薬剤
		学講座,薬剤製造学講座,薬品生物
		化学講座,薬物学講座

附則の次に次の附則を加える。

附 則(昭和38年11月12日改正)

この学則(改正)は、昭和38年11月12日から実施する。

#### 富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を次のように改正する。 昭和38年12月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

別表(1)中,工業化学科の表の次に次の表を加える。 工業化学科(化学工学を専攻する者の授業科目及び単 位数)

					-	-			
授	業	科	目	単位数	授	業	科	目	単位数
専攻	科目				関連	科目			
有	機	化	学	4	応	用	数	学	2
無	機	化	学	4	応力	<b>荆数</b>	学特	論	2
分	析	化	学	4	応	用4	勿 理	学	5
物	理	化	学	4	電気	瓦工	学概	論	3
熱	J	_	学	4	機構	戒工	学概	論	3
輸	送	現	象	4	金	属工	学概	論	3
反反	応	エ	学	2	エ	業	英	語	2
単位	立操化	乍 第	第1	2	体			育	1
単位	立操化	下 貧	售2	2	, .			1.3	1
水	ナ	j	学	2					
流	体	力	学	3					-
材	料	力	学	5					_
機	村	<b>筹</b>	学	3					

_			
	機械設計法	4	1
	化学機械 第1	2	
	化学機械 第2	2	
	プロセス制御	4	
	有機合成 工業化学	4	
	酸・アルカリ 肥料化学	4	
	応用触媒化学	3	
	応用 コロイド化学	1	
	プロセス設計	2	
	計画数学	4	
	金属材料学	3	
	品質管理	2	
	安全工学	1	
	反応工学特論	2	
	工場経営	2	
	工 程 管 理	2	
	化学工学 設計製図第1	5	
	化学工学 設計製図第2	5	
	化学工学特論		
	工業化学特論		
	化学機械特論		
	工業分析 化学実験	2	
	工業物理 化学実験	2	
	有機 化学 実験	2	
200000	化学工学実験	3	
	化学工学輪読	2	
	卒 業 論 文	12	

備考 化学工学特論,工業化学特論及び化学機械特論の単位数は必要に応じて定める。

附則の次に次の附則を加える。

附 則(昭和38年12月21日改正)

この規程(改正)は、昭和38年12月21日から実施し、昭和37年10月1日から適用する。

# 富山大学体育館運営委員会規則の制定

富山大学体育館運営委員会規則を次のように制定する。 昭和38年12月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学体育館運営委員会規則

(目 的)

第1条 本学における体育館の円滑な管理運営を期するため、富山大学体育館運営委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(任 務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 体育館の使用計画に関すること。
- (2) 体育館の運営その他に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 教育学部長
- (2) 学生部長
- (3) 事務局長
- (4) 保健体育担当教官 2名
- (5) 各学部教官 各1名
- (6) 短期大学部教官 1名

(任期)

第4条 前条第4号,第5号及び第6号の委員の任期は, 2年とする。ただし,再任を妨げない。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

- 第5条 委員会に委員長をおく。委員長は教育学部長とする。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長 に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職 務を代行する。
- 第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第7条 委員会に幹事若干名をおく。
- 2 幹事は、委員長の指揮をうけ、委員会に関する事務を 処理する。

附 則

この規則は、昭和38年12月21日から施行する。

諸 会 議

第10回 評 議 会 (12月13日)

(議 題)

- 1. 富山大学工学部規程の一部改正について。
- 2. / 体育館運営委員会規則の制定について。
- 3. 国立大学の学科及び課程並びに学科目に関する省令 原案について。

(報告事項)

- 1. 富山工業高等専門学校長の内定について。
- 2. 国立大学協会第30回総会等について。

# 人 事 異 動

氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
堀 令司	助教授に昇任させる	38.12.10	文 部 省
阿 部 恭 子	東京医科歯科大学に出向させる	38.12.16	富山大学
富田龍二	技術員(施設課)に採用する	"	"
松 原 安太郎	辞職を承認する	38.12.31	"
赤祖父 松 輔	"	, "	"
岩城忠信	"	"	"
日南田 俊 二	講師に昇任させる	39. 1. 1	"
笹 倉 寿 介	助手(工学部)に採用する	"	"
中島国衛	教育学部事務長補佐に配置換する	"	文部省
川島勇次	会計課課長補佐に昇任させる	"	"
若 林 良 吉	庶務課文書係長に配置換する	"	富山大学
藤田信二	〃 職員係長に配置換する	"	"
酒 井 弘	文理学部会計係長に配置換する	"	"
吉田徳正	教育学部庶務係長に配置換する	"	"
高木行則	教育学部会計係長に昇任させる	"	"
伊 東 与三次	経済学部庶務係長に昇任させる	"	"
中田矗昶	会計課に配置換する	"	"
土 池 春 樹	"	"	"
高 井 清	技能員(施設課)に配置換する	/ //	"
岡 山 一 雄	事務員(経営短期大学部)に採用する	"	"
笠波金次	用務員(会計課)に採用する	"	"
福村一男	用務員(教育学部)に採用する	"	"
	堀阿富松赤岩百笹中川若藤酒吉高伊中土高岡笠令恭龍安松忠俊寿国勇良信 徳行与廬春 一金司子二郎輔信二介衛次吉二弘正則次昶樹清雄次	照 令 司 助教授に昇任させる 阿 部 恭 子 東京医科歯科大学に出向させる 富 田 龍 二 技術員 (施設課) に採用する 松 原 安太郎 辞職を承認する 赤祖父 松 輔	堀 令 司 助教授に昇任させる 38.12.10 阿 部 恭 子 東京医科歯科大学に出向させる 38.12.16 富 田 龍 二 技術員 (施設課) に採用する

# 職員消息

### <改 姓>

工 学 部

 事務補佐員
 岩 城 阿喜子 (旧姓・小西)

 り
 見 崎 優 子 ( ル 八尾)

## <住所変更>

会 計 課

事務官 加藤昭作

教育学部

事務官 北 林 秀次郎

### 工 学 部

助 手 佐 藤 恭 一 技 官 新 井 甲 一

〃 品川 不二雄

/ 西出紀子

事務補佐員 岩 城 阿喜子

# 主要日誌

# 本部

12月 5日 富山工専教員選考委員会

6日 高校·短大·大学連絡協議会

7日 富山地区官公庁連絡協議会

9日 事務協議会

12日 学生寮懇談会

12・13日 福利業務担当官会議(大阪大)

13日 評議会(第10回),学部長懇談会

北陸3大学学生体育連盟運営委員会

14日 科学教育研究室修了式

16日 生活協同組合理事会

17日 事務協議会

18日 スキー実習参加学生健康診断

### 文 理 学 部

12月 7日 富山哲学会

10日 係長会議

11日 教 授 会

/ 人事教授会

12日 「北アルプスを探る」講演と映画の会

小笠原教授ほか

14日 「エスキモーの生活について」映写解説

明大教授 岡 正雄

18日 真率会幹事会

/ 人事教授会

19日 第10週授業終了

#### 教育学部

12月 4日 大学問題対策委員会

9日 人事教授会

11日 学部紀要編集委員会

// 教務委員会

/ 教授会

19日 教官選考委員会

### 経済学部

12月 2日 会計事務監査

5日 教務委員会

4 教授会(第15回)

12日 人事教授会

19日 教授会(第16回)

/ 40周年沿革史編集委員会

23日 冬期休業 (1月6日まで)

### 薬 学 部

12月 4日 教 授 会

14日 授業終了

16日 3年次追再試験 (24日まで)

18日 放射性同位元素応用研究室運営委員会

/ 教授会

19日 2年次学生実習終了

## 工学部

12月 4日 一般教授会

5日 インフルエンザ予防接種実施(第2回目)

11日 学部将来計画委員会

23日 学部温交会の忘年会

25日 一般教授会及び専任教授会

#### 附属図書館

12月 2日 本館会計事務打合会

6日 会計事務実地監査

23日 時間外閲覧年末休止

### 経営短期大学部

12月 5日 経済学部・短大合同忘年会

6日 高校・短大・大学連絡協議会

8日 短大忘年会

11日 入試問題打合会

12日 経済学部・短大合同委員会(人事)

20日 体育講義期末試験

23日 授業終了

# 諸 報

#### 給与法の改正について

第45回特別国会で給与法が一部改正,12月20日付法律第 174号をもって公布施行(10月1日適用)された。

俸給表別表のうち,関係分は次のとおり。

(次頁参照)

昭和39年1月20日

印刷所安倍印刷KK

行政職俸給表口

**⊗** 

_
T
麦
\$
垂
褻
闷
i E
14
( <del>-</del> )
9

	<b>小</b> 数	俸給月額	10.500	0,900	1,700	2,200	2,700	13,200	4,500	5,200	5,900	6,500	17,600	25.0	8,600	9,100	20,100	0,600	1,200	22,600	000,000	4,000	4,600	5,200	26,200 26,700	
H	数の	-																						NQ.		
*	4 李	俸給月額	月12.200	12,80	14,00	14,70	15,50	16,300	18,00	18,90	19,60	20,20	21,400	01,43	22,80	23,50	24,900	25,60	26,20	27,400	27,30	78,40	28,900			
ŧ	3 寺 数	俸給月額	H 16.300	17,300	19,300	20,300	21,300	23,500	24,800	25,700	26,600	27,400	28,900	000	30,300	31,000	32,100	32,600	33,100	34,100	34,600	35,100				
ŧ	2 寺	俸給月額	H6.300	20,500	23,200	24,600	26,000	27,300	29,900	31,100	32,200	33,300	35,200	001	36,800	38,000	38,600	39,100	39,600	40,100	41,100	41,600				
ŧ	1 寺 敞	俸給月額	田 26.000	27,500	30,700	32,300	33,800	36,600	38,000	39,400	40,500	41,400	43,200	0014##	45,000	45,800	47,200	47,900	48,600	49,300 49,900	20,200	21,100	51,700			
一職務の	等級	号俸	-	.20	4 o	ഥ	91	~ &	6	10	11	12	5 T L	) ·	16		19	8	21	532	24		56		30 30	
<b>新</b>	- 4	俸給月額	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	,	14,300	15,200	16,100	17,000	17,900		18,800	19,800	20,900	21,900	22,500	23.100	004	23,600				
₽	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	俸給月額	田  16,100	17,100	18,100	19,200	20,700		22,200	23,700	25,300	26,900	28,400		29,500	30,600	31,700	32,400	33,100							
₽	o 小 数	俸給月額	H 19,200	20,700	22,300	24,000	25,800		27,600	29,400	31,100	32,800	34,200		32,600	36,800	37,700	38,400	39,100	000	39,800					
Ħ	5 寺 校	俸給月額	円 24.300	26,300	28,300	30,300	32,200		34,100	36,000	37,800	39,400	40,800		42,100	43,300	44,200	45,000	45,700	700	40,400	47,100				
Ħ	4 寺 校	俸給月額	用 32,700	34,800	36,900	38,900	40,800		42,700	44,500	46,300	48,100	49,900		21,700	53,500	55,300	57,100	58,800	007	00,400	61,800	62,900			
₽	る事数	俸給月額	円 47,100	49,600	52,200	54,800	57,400		60,100	62,800	65,500	68,200	70,700		72,700	74,700	76,500	78,000								
Ħ	2 4 数	俸給月額	68,100	71,600	75,100	78,600	82,100		82,600	89,100	92,600	95,700	98,300		100,300	101,800	103,300									
<b>₽</b>	۱ ۲	俸給月額	94,100	97,800	101,500	105,200	108,900		112,600	116,300	120,000	123,700													160,000	
人職務の	等級	号俸	П	7	က	4	വ		9	7	∞	6	10		11	12	13	14	15	ā	2	17	18		<b>禁</b>	,

(+) この表は,他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし,第二十二条及 び附則第三項に規定する職員を除く。 備考

はこの表の1等級の特号 体は、第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職 を占める職員のみに適用する。

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこ れらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに

報

	4等級	俸級月額	用 12,800	13,400	14,000	14,600	15,400	16,200	17,100	18,000	19,000	20,100	21,200	22,300	23,400	24,400	25,300	25,800	26,300									診療所等に勤婦, 准者護婦 定めるものに	
	3等級	俸給月額個	用 15,400	16,300	17,200	18,100	19,200	20,500	21,900	23,300	24,700	26,200	27,600	29,000	30,200	31,200	32,000	32,800	33,500	34,200	34,900							る。場合は、おり、	
II)	2等級	俸給月額	日 22,100		25,800	27,800	29,700	31,500	33,300	32,000	36,600	38,000	39,400	40,400	41,200	42,000	42,700	43,400	44,100	44,800	45,500	46,200	46,900					病院・療養所・ 引・助産婦・看護 で人事院規則で	
医療職俸給表(三)	1等級	俸給月額	五8,800	31,800	33,800	35,800	37,700	39,400	41,100	42,700	44,100	45,400	46,700	48,000	49,300	50,600	51,800	52,800	53,700	54,600	55,500	56,400	57,300	58,200	59,100	000,09		この表は, 病務する保健婦, その他の職員で 適用する。	
® 概	職務の等級	母母	П	2	3	4	വ	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		備者 いの表 務する保 その他の 適用する	
	3 等 級	俸給月額	用 12,800	13,200	14,300	15,100	16,000 17,000	18,000	20,000	21,400	22,800	26,000	27,500	30,100	31,300	33,300	34,100	34,800										<b>幼稚園及びこれ</b> するものに勤務 ,助教諭,その他 のに適用する。	
	2 等 級	俸給月額	用 14,300	15,400	18,000	18,900	19,800 20,800	22,300	25,300	27,200	31,200	33,000	34,800	38,200	39,700	42,500	43,900	45,300 46,600	47,800	50,200	51,400	53,600	54,700	56,700	57,600	58,500	60,200	この表は,中学校,小学校,幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長,園長,教諭,養護教諭,助教諭,その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。	
教育職俸給表闫	1 等 級	俸給月額	31,200	33,100	36,800	38,500	40,200	43,600	47,000	48,700	50,400	54,100	56,000	59,800	61,700	64,300	65,600	000 <b>,</b> 89	69,100	70,000	•							この表は,中学をらに準ずるもので/する校長,園長,教の職員で人事院規則	
4 数	職務の等級	号俸	Н	010	o 4	ഥ	92	∞ c	10	11,	122	14	15	17	——————————————————————————————————————	13 20	디	228	24	38	27	888		32	33	8, 8, 4, 7,	36	a	
		月額	E 8	400	38	200	00	000	38	00		7007	000	00	-	000	00	000		80	00	300		3			_	指手 条弦 いみ一定そ の占 大に	
	9 等 9	俸給月	13,	14,	16,	17,	18,	19,	33,	25,	96	88	39,	34,	C L	37,	ထွ်	8,6	7	41,	42,	443	, A	•				記し、 ・記し、 ・記し、 ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を ・記を	
	5 等級	俸給月額	田 18,000					27,100					39,000					46,000				50,800						500元/車 500元/車 505億用サ 525年年は、 で指定する をまでの でためる。	
	4等級	俸給月額	用 27,700					42,100					52,100					63,100				68,300						に様する 数後、助き でであるもの を及び特に 事院規則・	
	3 等級	一一个	93 <b>,9</b> 00					48,900					60,900					72,900		75,300								、大学及びこれに準ずるもので人事院の指動務する学長、教授、助教授、講師、助手で人事院規則で定めるものに適用する。1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条規定に基づく人事院規則で指定する官職をみに適用する。2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学の教授で人事院規則で定めるもののみ	
	2 等級	俸給月額		49,	32,6	58,		63,		72,	75,100	77,900	80,700	86,200	000	91,300	93,400	97,600	00 00	101,500	103,300							大大の 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	0
教育職俸給表(一)	1等級	俸給月額	月 94,100	97,800	105,200	108,900	112,600	116,300	123,700																170,000	180,000	000,000	- かの 二名 学道 ころ他こ第るこ院目のもののに関係のでは、	E
()	職務の等級	号俸		07.0	ე <del>ქ</del>	വ	9	<b>~</b> α	o 6	10	=	12	13	15	ć	17	819	50 20 	5	52	83	2, 2, 4, 7,	9°C	07	本1	なっ		無 無	